

富士見台小学校いじめ未然防止等基本方針

○富士見台小学校いじめ防止基本方針

- ①学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ②全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。いじめを受けた児童の保護が重要であることを認識しつつ、家庭その他の関係諸機関と連携して、いじめ問題の克服を目指す。
- ③保護者は児童がいじめを行うことのないように指導する。いじめを受けた場合は、学校と協力していじめから保護する。（以下、対策委員会と記載）いじめ防止のための措置に協力する。

○いじめ防止等対策委員会

校長・副校長・主幹教諭（教務主任・生活指導主任）・担任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーをもって、いじめ防止等対策委員会とする。学期1回以上、会議を開き、児童理解を深める。

○いじめの防止等に関する取組

（1）いじめの未然防止のための取組

- ・いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかり受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・異学年で構成する縦割り班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・共同学習、学習における自己評価力の向上、「いいところ探し」など認め合う場を設定し、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を作れるようにする。
- ・児童が定期的にいじめについて深く考え、いじめは絶対許させないことを自覚するために、道徳の時間や特別活動において、年に最低3回（ふれあい月間実施の月）は、「いじめに関する授業」を実施する。
- ・児童に人権を尊重する心を育てるために、ふれあい月間に合わせて「標語作り」を実施する。6月は「あいさつ標語」、11月は「思いやりの心を育てる標語」、2月は「ありがとう標語」を児童が考え、それをお互いに読み合い、人権について考える機会とする。
- ・いじめを未然防止するため、児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、保護者への啓発と教職員の研修に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ・学期1回ずつアンケート調査・面接を行うことで、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・週1回の生活指導夕会を教職員同士の情報交換の場とする。
- ・学期1回「いじめ発見のチェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、児童が発するサインを見逃さないようにする。結果は、「いじめ防止等対策委員会」等における児童理解の資料とする。
- ・児童の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、年2～3回、「さわやかカード」を用いて生活意識調査を行う。
- ・養護教諭、SCを相談窓口とする。そして、関係諸機関と連携を図り、相談体制を整える。
- ・SCによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

(3) いじめの早期対応のための取組

- ・いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

①被害児童への対応及び支援

- ・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。
- ・「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。SCとの連携による安心できる場の確保をしていく。
- ・「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ・被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場を設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者との話し合いの場の設定を行い、早期解決を図る。

②加害児童への措置

- ・速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはいけないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子で話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ・事前に加害児童の保護者へ謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話になるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なSCとの面談を加害児童に行う。
- ・いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。

- ・なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

(4) 校内相談体制

- ・対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ・被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要な場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。
- ・個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応について協議、関係児童への声かけを行う。

(5) 校内研修

- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、校内研修を年３回実施する。
- ・アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会への主幹教諭または主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。

(6) 保護者及び地域との連携及び啓発

- ・学校基本方針をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ・家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。

(7) いじめによる重大事態等への対応

- ・いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。
 - ①重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命または身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ②学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
 - ③板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

(8) その他

- ・学校基本方針の内容の定期的な検討については、対策委員会の主導によりP D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(9) いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・ 一年生を迎える会 ・ 富士見タイム顔合わせ	・ 基本方針確認 ・ 相談室、SC紹介 ・ 学びのエリア研修	・ 保護者会
5	・ SC面接(5) ・ あいさつ標語作り	・ 教員自己申告	・ PTA総会
6	・ ふれあい月間① ・ いじめに関する授業 ・ 移動教室(5)(6)	・ 校長講話	・ アンケート・面接① ・ 学校運営連絡協議会①
7	・ 縦割り班給食・遊び	・ 校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」	・ 保護者会 ・ 個人面談(保護者)
8			
9		・ 校内研修「いじめチェックリストの活用」	
10		・ 学びのエリア研修	・ 学校運営連絡協議会② ・ 道徳地区公開講座
11	・ ふれあい月間② ・ 思いやりの心を育てる 標語作り ・ 縦割り班遊び ・ いじめに関する授業 ・ 地域清掃	・ 校長講話 ・ 校内研修「教員の人権感覚」	・ アンケート・面接②
12			・ 個人面談(保護者)
1		・ 校内研修「教員の意識点検」	・ 学校関係者評価
2	・ ふれあい月間③ ・ ありがとう標語作り ・ 縦割り班給食・遊び ・ いじめに関する授業	・ 校長講話 ・ 教員自己評価	・ アンケート・面接③ ・ 学校運営連絡協議会③
3	・ 六年生を送る会	・ 基本方針改善	・ 保護者会
通年	・ 協働学習の導入 ・ 道徳教育 ・ 体験活動 ・ 分かる授業 ・ 縦割り班活動 ・ あいさつ運動	・ 学校対策委員会 ・ 健康観察 ・ SC相談 ・ 人権教育プログラムの活用(定期的な研修の実施)	・ 土曜授業プラン

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。